

今日のテーマ

経営者にとっての保障は！



今回は、社長（役員）の必要保障について考えてみましょう。  
企業の安定経営のため、社長に必要な最低保障はどう考えればいいのでしょうか？

\* 経営者についての「3つの備え」とは？

ポイント1 事業保障対策（事業保障準備資金）

経営者が万一の際、取引先や金融機関への債務の返済が必要となる可能性があります。  
そのとき、どのくらい準備しておけばよいのでしょうか・・・？

$$\boxed{\text{事業保障準備資金}} = \boxed{\text{借入金相当額} \times 2 \text{ (*)}} + \boxed{\text{従業員の年間給与の準備額}}$$

(\*) 法人税等を考慮して、借入金相当額を2倍しています。

貴社、貴事務所の場合の事業保障資金を計算してみましょう。

ポイント2 死亡退職金・弔慰金準備資金

経営者には労災保険などの法的保障が薄いため、ご遺族の生活保障対策は欠かせません。

A：死亡退職金準備資金

$$\boxed{\text{退職慰労金}} = \boxed{\text{最終報酬月額}} \times \boxed{\text{役員通算在任年数}} \times \boxed{\text{役位別倍率 (*)}} \\ \left( + \boxed{\text{功労加算金 (**)}} \right)$$

(\*) 役位別倍率【例】 / 会長：3.0 社長：3.0 専務：2.5 常務：2.3 取締役：2.0

(\*\*) 功労加算金【例】 / 退職慰労金の30%を越えない範囲

B：弔慰金準備資金

- ◆ 業務上の死亡の場合  $\boxed{\text{最終報酬月額}} \times 36\text{ヶ月}$
- ◆ 業務外の死亡の場合  $\boxed{\text{最終報酬月額}} \times 6\text{ヶ月}$

ポイント3 (役員勇退時の) 退職慰労金準備資金

企業の繁栄を導いてきた経営者には、その功労に相応しい退職慰労金が必要です。

$$\boxed{\text{退職慰労金}} = \boxed{\text{最終報酬月額}} \times \boxed{\text{役員通算在任年数}} \times \boxed{\text{役位別倍率 (*)}} \\ \left( + \boxed{\text{功労加算金 (**)}} \right)$$

(\*) 役位別倍率【例】 / 会長：3.0 社長：3.0 専務：2.5 常務：2.3 取締役：2.0

(\*\*) 功労加算金【例】 / 退職慰労金の30%を越えない範囲

\* これらの3つの準備をしておくことが理想的ですが、経営周辺環境に改善の見られない現在です。  
企業にとって最低限必要な「ポイント1」部分に対しての最適な保障を選択し、合理的に低廉な保険料でカバーしましょう。

具体的には、次回その考え方についてご案内したいと思います。

今回は経営者にとっての必要保障を取り上げてみました。  
実際にご自身のケースに置き換えて考えてみるとよいでしょう。  
生命保険の有利不利や損得勘定をすることは、なかなか難しいものです。  
具体的なご相談に応じますので、お気軽にお声をかけてください。



担当 渋谷 洋子